

株券等に関する手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

1 株券等に関する手数料及びその料率

(下線部分変更)

新	旧																																																												
<p>1. 株券等に関する業務規程(以下「業務規程」という。)第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) 投資証券</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴 収 料 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替手数料</td> <td>別表第1第3号((3)投資証券)のとおりとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.~3. (略)</p>	区 分	徴収対象者	徴 収 料 率	預託手数料	(略)		振替手数料	別表第1第3号((3)投資証券)のとおりとする。		交付手数料	(略)		保管手数料	(略)		<p>1. 株券等に関する業務規程(以下「業務規程」という。)第111条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 投資信託の受益証券</u></p> <p><u>a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券及び特定指標連動型上場投資信託の受益証券</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴 収 料 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.・2. (略)</p> <p><u>b 前a以外の受益証券</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴 収 料 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.・2. (略)</p> <p><u>(4) 投資証券</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴 収 料 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預託手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振替手数料</td> <td>別表第1第4号((4)投資証券)のとおりとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交付手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管手数料</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.~3. (略)</p>	区 分	徴収対象者	徴 収 料 率	預託手数料	(略)		振替手数料	(略)		交付手数料	(略)		保管手数料	(略)		区 分	徴収対象者	徴 収 料 率	預託手数料	(略)		振替手数料	(略)		交付手数料	(略)		保管手数料	(略)		区 分	徴収対象者	徴 収 料 率	預託手数料	(略)		振替手数料	別表第1第4号((4)投資証券)のとおりとする。		交付手数料	(略)		保管手数料	(略)	
区 分	徴収対象者	徴 収 料 率																																																											
預託手数料	(略)																																																												
振替手数料	別表第1第3号((3)投資証券)のとおりとする。																																																												
交付手数料	(略)																																																												
保管手数料	(略)																																																												
区 分	徴収対象者	徴 収 料 率																																																											
預託手数料	(略)																																																												
振替手数料	(略)																																																												
交付手数料	(略)																																																												
保管手数料	(略)																																																												
区 分	徴収対象者	徴 収 料 率																																																											
預託手数料	(略)																																																												
振替手数料	(略)																																																												
交付手数料	(略)																																																												
保管手数料	(略)																																																												
区 分	徴収対象者	徴 収 料 率																																																											
預託手数料	(略)																																																												
振替手数料	別表第1第4号((4)投資証券)のとおりとする。																																																												
交付手数料	(略)																																																												
保管手数料	(略)																																																												

(4) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
預託手数料	(略)	
振替手数料	別表第1第4号((4) 協同組織金融機関の優先出資証券) のとおりとする。	
交付手数料	(略)	
保管手数料	(略)	

(注) 1.・2. (略)

別表第1 (振替件数基準による振替手数料)

(1) 株券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。以下(2)新株予約権付社債券から(4)協同組

(5) 協同組織金融機関の優先出資証券

区分	徴収対象者	徴収料率
預託手数料	(略)	
振替手数料	別表第1第5号((5) 協同組織金融機関の優先出資証券) のとおりとする。	
交付手数料	(略)	
保管手数料	(略)	

(注) 1.・2. (略)

別表第1 (振替件数基準による振替手数料)

(1) 株券

区分	徴収対象者	徴収料率
(略)		

(注) 1. (略)

2. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、業務規程施行規則第48条第1項に規定する渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の参加者口座から日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの参加者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった参加者毎に、集計した上で徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。以下(2)新株予約権付社債券から(5)協同組

織金融機関の優先出資証券までの日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料の算出において同じ。

(2) (略)

(削る)

(3) (略)

(4) (略)

織金融機関の優先出資証券までの日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料の算出において同じ。

(2) (略)

(3) 投資信託の受益証券

a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券及び特定指標連動型上場投資信託の受益証券

区 分	徴収対象者	徴 収 料 率
振替手数料	(略)	

b 前a以外の受益証券

区 分	徴収対象者	徴 収 料 率
振替手数料	(略)	

(4) (略)

(5) (略)

2 平成18年4月1日改正附則

新	旧												
別表第2(振替株数等基準による振替手数料) (1) ・ (2) (略) (削る)	別表第2(振替株数等基準による振替手数料) (1) ・ (2) (略) (3) 投資信託の受益証券 a 株価指数連動型上場投資信託の受益証券及び特定指標連動型上場投資信託の受益証券 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴 収 料 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振替手数料</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> (注) 1 . 2 . (略) b 前a以外の受益証券 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>徴収対象者</th> <th>徴 収 料 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振替手数料</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> (注) 1 . 2 . (略)	区 分	徴収対象者	徴 収 料 率	振替手数料	(略)		区 分	徴収対象者	徴 収 料 率	振替手数料	(略)	
区 分	徴収対象者	徴 収 料 率											
振替手数料	(略)												
区 分	徴収対象者	徴 収 料 率											
振替手数料	(略)												

<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)

3 附 則

- 1 この改正規定は、平成 2 0 年 1 月 4 日から施行する。
- 2 この改正規定の施行前に行われた預託、振替、交付及び保管に係る手数料については、なお従前の例による。